

# 保育所の居室面積の特例について（経過措置期間の延長）

平成31年1月22日  
児福審保育部会資料  
保育支援課

## 制度の経緯

- ⇒ 平成23年5月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律」公布。  
待機児童問題が深刻で、かつ、地価の高い等の一定の条件を満たす地域など大都市の一部に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、平成24年度から26年度までの面積基準の特例が設けられた。
- ⇒ 都においても、待機児童解消に向けた区市町村の選択肢の一つとするため、都条例に面積基準の特例を規定。  
【乳児室・ほふく室：3.3㎡→2.5㎡】
- ⇒ 平成26年度の法改正により、平成31年度末まで時限延長されたため、都においても都条例を改正して対応。

【現行の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）抜粋】

- 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳児に満たない幼児1人につき、3.3㎡以上であること。（第41条第1項第3号）
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第4条の規定による厚生労働大臣が指定する地域における第41条第1項第3号の規定の適用については、**平成32年3月31日までの間**、同号中「あること。」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中に満2歳に満たない乳幼児の年齢別定員の合計を超えて入所させる場合は、満2歳に満たない乳幼児1人につき2.5㎡以上とすることができる。」と読み替えるものとする。（附則2）

平成29年12月26日に国が閣議決定した「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、期間延長について検討することとされた結果、平成30年12月21日、平成35年3月31日まで延長する政令が施行。

## 都の対応～経過措置期間の延長

保育所の居室面積の特例について、引き続き、待機児童解消に向けた区市町村の選択肢の一つとするため、現行の経過措置期間を平成35年3月31日まで延長する。

⇒ 平成31年第一回定例都議会に都条例の改正案を上程予定